

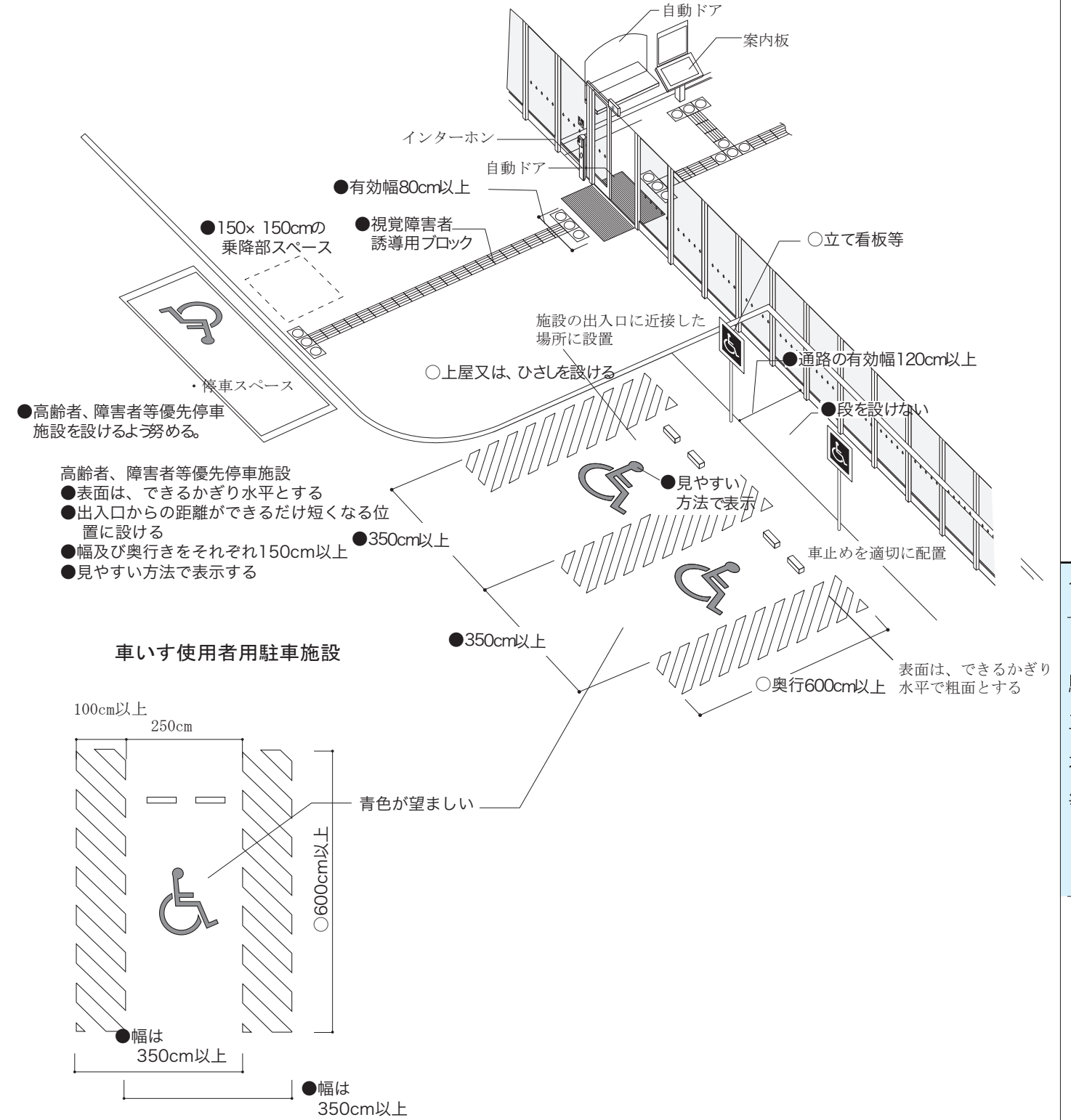
# 駐車場等

# 14

## 基本的な考え方

・車いす使用者用駐車施設は、主要な出入口に最も近い場所に設け、施設の使用、規模によっては、車いす使用者が同時に複数利用することを想定して可能な限り多くの駐車施設を設ける。

	●整備基準	○望ましい基準	解説
	駐車場等(共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。)	・地下式、立体式駐車場には、車いす使用者が利用可能なエレベーターを1箇所以上設ける。	・オートバイの専用駐車場は除く。
(1) 車いす使用者用駐車施設	利用者の用に供する駐車場(専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。))の駐車のためのものを除く。)を設ける場合には、当該駐車場における自動車の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該全駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。	・車いす使用者用駐車施設の奥行きは6m以上とする。 ・車いす使用者の乗降スペースは、左右両方に設ける。 ・駐車施設及び通路には、車いす使用者の利用を考慮し、屋根又はひさしを設ける。	・車いす使用者用駐車施設の基準は1-利用円滑化経路(1)(三)を参照。 [区画数] 1~50台 1台以上 51~100台 2台以上 101~150台 3台以上 151~200台 4台以上 201~1000台 総数1%+2台以上
(2) 通路	利用円滑化経路を構成する駐車場内の通路は、15(2)に定める基準に適合するものとする。		
(3) 高齢者、障害者等優先停車施設	利用者の用に供する車寄せを設ける場合には、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分(以下「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。 (一) 車両への乗降の用に供する部分は、車いす使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。 (二) 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口(3(2)に定める基準に適合するものに限る。)から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、15(2)に定める基準に適合するものとする。	・停車用区画は、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅、奥行きとする。	
(4) 案内表示	高齢者、障害者等優先停車施設又はその付近に高齢者、障害者等優先停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。	・車いす使用者用駐車施設である旨の表示は、路面だけでなく立て看板等で分かりやすく表示する。 ・道又は空地から駐車場へ通ずる出入口には、車いす使用者用駐車施設がある旨を表示する。 ・大規模な駐車場は、当該出入口から車いす使用者用駐車施設への経路について連続的な誘導表示を行う。	・道等に接する駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設を示す標識を設ける。 ・駐車施設が多数ある駐車場では、駐車場の進入口から車いす使用者用駐車施設まで、分かりやすく誘導する標識を設ける。 ・路面を青色にすることで、障害者が利用しやすくなる。



車いす使用者用駐車施設の考え方(1台駐車)



高齢者、障害者等優先停車施設

### コラム

・大規模商業店舗や医療施設等では、車いす使用者用駐車施設のほかに乳幼児連れの利用者が優先的に駐車できる場所を設けることが望ましい。  
・地下式立体駐車場は、リフトカーが駐車できる階高を確保することが望ましい。